

令和4年9月9日

生徒及び保護者の皆様へ

岡山県立津山商業高等学校
校長 砂田 祐一

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて（お知らせ）

平素より保護者の皆様には、本校教育活動にご理解・ご協力を賜り、厚くご礼申し上げます。
さて、令和4年9月7日(水)厚生労働省から報道された標記の件については、本県でも適用となり、現時点での陽性者も含め、自宅療養期間が短くなりましたのでお知らせします。
つきましては、次のことにご留意頂きますよう、よろしく願いいたします。

記

1 有症状患者

- ・有症状患者は発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快(※1)後24時間経過した場合には8日目から解除となります。
- ・ただし、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動を徹底ください。

2 無症状患者

- ・無症状患者の療養期間は、従来と同じく検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除となりますが、5日目の検査キットによる検査(※2)で陰性を確認した場合には、5日間経過後の6日目に解除となります。
- ・ただし、7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動を徹底ください。

※1 症状の軽快とは、解熱剤を使用していない状態で概ね 37.5°C以下で、かつ、呼吸器症状が改善傾向にある状態

3 濃厚接触者及び濃厚接触者に準ずる児童生徒等の自宅待機期間について

- ・自宅待機期間は、5日間で出席停止の扱いとなります。
ただし、2日目及び3日目の検査キットによる検査(※2)で陰性を確認した場合は、3日目から解除を可能となります。
- ・ただし、7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動を徹底ください。

※2 検査キットによる検査とは、必ず研究用でない薬事承認された抗原定性検査キットを用いることで、費用は自己負担となる